

# 福祉生活病院常任委員会資料

(平成24年3月15日)

## 【 件 名 】

- 1 東日本大震災に係る被災県への災害救助費の求償について  
(福祉保健課) …… 1
- 2 鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の一部改正について  
(子ども発達支援課) …… 3
- 3 医療従事者の需要状況調査(24年1月調査)の結果について  
(医療政策課) …… 4
- 4 薬剤師の需要状況調査(24年1月調査)の結果について  
(医療指導課) …… 7
- 5 災害時における一般用医薬品等の確保・供給等に関する協定の締結について  
(医療指導課) …… 9

福祉保健部

東日本大震災に係る被災県への災害救助費の求償について

平成24年3月15日  
福祉保健課

東日本大震災における被災県への支援に要した経費について、災害救助法第35条に規定する求償を行っておりますので、その概要を報告いたします。

1 求償について

東日本大震災に係る鳥取県の対応として、職員災害応援隊の派遣や支援物資の提供、鳥取県に避難して来られた方への支援などを行ったところ。

災害救助法による救助（被災県の応援）に要した費用については、同法の規定により被災県に求償できるとされており、求償を実施。

本県に対して文書による応援要請がなされたのは、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県 の6県であり、いずれも全都道府県に対して応援を要請。

<参考：災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）抜粋>

第35条 都道府県は、他の都道府県において行われた救助につきなした応援のため支弁した費用について、救助の行われた地の都道府県に対して、求償することができる。

2 求償額について

それぞれの県に対する求償状況は下表のとおり。

【単位：千円】

被災県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	栃木県	千葉県	合計
求償額	11,080	275,055	13,088	368	80	0	299,671
うち県分	178	146,699	3,460	234	80	0	150,651
市町村分	7,324	115,826	9,185	134	0	0	132,469
医療機関	3,577	12,531	444	0	0	0	16,551

（表内数値は、端数調整をしていないため合計があわないことがあります。）

※今後、求償経費の精査に伴い減額となることもあります。

3 求償に係る主な支援について

区分	主な内容
岩手県	鳥取DMAT（鳥取大学医学部附属病院）、医療支援（西伯病院）、精神保健医療関係（国立病院機構鳥取医療センター）、保存食・飲料水・灯油等支援物資の提供（市町）
宮城県	鳥取DMAT（鳥取大学医学部附属病院、県立中央病院）、医療救護班（鳥取大学医学部附属病院、県立中央病院、県立厚生病院）、保存食・飲料水・毛布等支援物資の提供（県、市町村）、職員災害応援隊（県、市町村）、保健師派遣（県、市町村）、避難者に係るホテル・旅館の借り上げ（県）、避難者への生活物資提供（県、市）
福島県	鳥取DMAT（鳥取赤十字病院）、保存食・飲料水・毛布等支援物資の提供（県、市町） 避難者に係るホテル・旅館、民間賃貸住宅の借り上げ（県）、避難者への生活物資提供（県、市）

茨城県	飲料水支援（鳥取市）、避難者に係るホテル・旅館の借り上げ（県）
栃木県	避難者に係るホテル・旅館の借り上げ（県）

#### 4 求償申請時期、求償収入見込み時期について

##### (1) 岩手県、宮城県、福島県に対するもの

厚生労働省が以下のスケジュールにより被災県に代わりとりまとめを実施。

##### ア 第1回目

申請期限：7月末

被災県からの支払：12月に収入済み

##### イ 第2回目

申請期限：11月末

被災県からの支払：3月に収入見込み

##### ウ 第3回目

申請期限：2月末

被災県からの支払：時期未定

##### (2) 茨城県、栃木県に対するもの

両県に対して直接申請。

##### ア 茨城県

申請期限：2月末

茨城県からの支払：4月に収入見込み

##### イ 栃木県

申請期限：2月末

栃木県からの支払：3月に収入見込み

#### 5 今後の求償予定について

本県へ避難される世帯が入居するための民間賃貸住宅の借上げ等に要する経費を求償予定。

(求償先：福島県、求償経費：本年2月以降の家賃等、求償時期：平成24年度)

鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の一部改正について

平成24年3月15日  
子ども発達支援課

当該規則は、県立障がい児施設で徴収する使用料の額等について定めているが、児童福祉法等の改正に基づき所要の改正を行う。また、診療報酬改定の時期にあわせ予防接種料の見直し、要望のある予防接種目を新たに追加する。

1 規則の改正理由

- (1) 児童福祉法及び障害者自立支援法並びに鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴い所要の改正を行う。
- (2) 施設における予防接種料について、ワクチンの購入価格に応じ見直しを行う。(2年に1度診療報酬改定の時期にあわせて改正を行っている。)  
また、利用者から希望のある予防接種について新たに追加する。

2 規則案の概要

- (1) 児童福祉法等の改正に伴い、規則で規定する引用条項の改正等所要の改正を行う。
- (2) 鳥取県立総合療育センターの施設の利用に係る使用料の額を次のとおり改定する。

使用料の項目の新設等

項目		1 単位当たりの使用料の額		新設等理由
		改正後	現行	
予防接種	MR	8,050円	今回新設	公費助成対象年齢時に接種できなかった方等からの接種希望があるため、今回新設。
	日本脳炎	6,320円	今回新設	
	子宮頸がん	15,500円	今回新設	
	ヒブ	7,630円	今回新設	
	小児用肺炎球菌	10,040円	今回新設	
	インフルエンザ	3,850円	3,730円	
	三種混合	4,480円	4,160円	
	風疹	5,840円	5,420円	
	おたふく風邪	5,220円	5,420円	す。

- (3) 鳥取県立鳥取療育園の施設の利用に係る使用料の額を次のとおり改定する。

使用料の改正

項目		1 単位当たりの使用料の額		改正理由
		改正後	現行	
予防接種	インフルエンザ	3,850円	3,730円	ワクチン購入価格に応じ接種料を見直す。

(4) 施行期日等

- ア 施行期日は、平成24年4月1日とする。
- イ 所要の経過措置を講ずる。

## 医療従事者の需要状況調査（24年1月調査）の結果について

（診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、管理栄養士、精神保健福祉士、医療社会事業従事者）

平成24年3月15日

医療政策課

### 1. 調査施設数

区分	施設数	回答数(回答率)
病院	45	45 (100.0%)
診療所(有床、透析)	67	62 (92.5%)
計	112	107 (95.5%)

### 2. 調査対象施設における医療従事者の配置数（平成24年1月1日現在）

（単位：施設数）

人数		診療放射線 技師	臨床検査 技師	臨床工学 技士	管理栄養士	精神保健 福祉士	医療社会事 業従事者
病 院	0人	6 (13.3%)	8 (17.8%)	30 (66.7%)	1 (2.2%)	32 (71.1%)	13 (28.9%)
	1人	11 (24.4%)	6 (13.3%)	1 (2.2%)	15 (33.3%)	3 (6.7%)	9 (20.0%)
	2人	9 (20.0%)	6 (13.3%)	6 (13.3%)	13 (28.9%)	3 (6.7%)	9 (20.0%)
	3～5人	8 (17.8%)	13 (28.9%)	7 (15.6%)	14 (31.1%)	3 (6.7%)	12 (26.7%)
	6～10人	5 (11.1%)	2 (4.4%)	—	2 (4.4%)	2 (4.4%)	2 (4.4%)
	11～20人	5 (11.1%)	8 (17.8%)	1 (2.2%)	—	2 (4.4%)	—
	21～45人	1 (2.2%)	2 (4.4%)	—	—	—	—
	計	45(100.0%)	45(100.0%)	45(100.0%)	45(100.0%)	45(100.0%)	45(100.0%)
(配置数)		199人	265人	51人	102人	63人	83人
診 療 所	0人	54 (87.1%)	53 (85.5%)	56 (90.3%)	51 (82.3%)	62(100.0%)	62(100.0%)
	1人	7 (11.3%)	5 (8.1%)	1 (1.6%)	8 (12.9%)	—	—
	2人	—	2 (3.2%)	3 (4.8%)	3 (4.8%)	—	—
	3～5人	1 (1.6%)	2 (3.2%)	2 (3.2%)	—	—	—
	計	62(100.0%)	62(100.0%)	62(100.0%)	62(100.0%)	62(100.0%)	62(100.0%)
	(配置数)		10人	15人	15人	13人	0人
全 体	0人	60 (56.1%)	61 (57.0%)	86 (80.4%)	52 (48.6%)	94 (87.9%)	75 (70.1%)
	1人	18 (16.8%)	11 (10.3%)	2 (1.9%)	23 (21.5%)	3 (2.8%)	9 (8.4%)
	2人	9 (8.4%)	8 (7.5%)	9 (8.4%)	16 (15.0%)	3 (2.8%)	9 (8.4%)
	3～5人	9 (8.4%)	15 (14.0%)	9 (8.4%)	14 (13.1%)	3 (2.8%)	12 (11.2%)
	6～10人	5 (4.7%)	2 (1.9%)	—	2 (1.9%)	2 (1.9%)	2 (1.9%)
	11～20人	5 (4.7%)	8 (7.5%)	1 (0.9%)	—	2 (1.9%)	—
	21～45人	1 (0.9%)	2 (1.9%)	—	—	—	—
	計	107(100.0%)	107(100.0%)	107(100.0%)	107(100.0%)	107(100.0%)	107(100.0%)
	(配置数)		209人	280人	66人	115人	63人

（注）割合の数値は四捨五入しているため、内訳を積み上げても必ずしも100とはならない場合がある。

以下の表において同じ。

3. 調査対象施設の医療従事者不足数：各医療機関で配置したいと考えている人数と現在の配置数との差（平成24年1月1日現在）

（単位：施設数）

不足人数		診療放射線技師	臨床検査技師	臨床工学技士	管理栄養士	精神保健福祉士	医療社会事業従事者
病院	不足なし	36 (80.0%)	33 (73.3%)	38 (84.4%)	39 (86.7%)	42 (93.3%)	37 (82.2%)
	1人	8 (17.8%)	10 (22.2%)	5 (11.1%)	6 (13.3%)	3 (6.7%)	3 (6.7%)
	2人	1 (2.2%)	2 (4.4%)	2 (4.4%)	—	—	4 (8.9%)
	3人	—	—	—	—	—	1 (2.2%)
	計	45(100.0%)	45(100.0%)	45(100.0%)	45(100.0%)	45(100.0%)	45(100.0%)
	(不足数)	10人	14人	9人	6人	3人	14人
診療所	不足なし	61 (98.4%)	60 (96.8%)	57 (91.9%)	61 (98.4%)	62(100.0%)	61 (98.4%)
	1人	1 (1.6%)	1 (1.6%)	3 (4.8%)	1 (1.6%)	—	1 (1.6%)
	2人	—	1 (1.6%)	2 (3.2%)	—	—	—
	3人	—	—	—	—	—	—
	計	62(100.0%)	62(100.0%)	62(100.0%)	62(100.0%)	62(100.0%)	62(100.0%)
	(不足数)	1人	3人	7人	1人	0人	1人
全体	不足なし	97 (90.7%)	93 (86.9%)	95 (88.8%)	100 (93.5%)	104 (97.2%)	98 (91.6%)
	1人	9 (8.4%)	11 (10.3%)	8 (7.5%)	7 (6.5%)	3 (2.8%)	4 (3.7%)
	2人	1 (0.9%)	3 (2.8%)	4 (3.7%)	—	—	4 (3.7%)
	3人	—	—	—	—	—	1 (0.9%)
	計	107(100.0%)	107(100.0%)	107(100.0%)	107(100.0%)	107(100.0%)	107(100.0%)
	(不足数)	11人	17人	16人	7人	3人	15人

4. 調査対象施設における今後平成30年度までの医療従事者数について

（単位：施設数）

区分		診療放射線技師	臨床検査技師	臨床工学技士	管理栄養士	精神保健福祉士	医療社会事業従事者
病院	不足	2 (4.4%)	1 (2.2%)	2 (4.4%)	1 (2.2%)	1 (2.2%)	1 (2.2%)
	やや不足	10 (22.2%)	9 (20.0%)	6 (13.3%)	6 (13.3%)	3 (6.7%)	5 (11.1%)
	充足	33 (73.3%)	35 (77.8%)	37 (82.2%)	38 (84.4%)	41 (91.1%)	39 (86.7%)
	計	45(100.0%)	45(100.0%)	45(100.0%)	45(100.0%)	45(100.0%)	45(100.0%)
診療所	不足	1 (1.6%)	1 (1.6%)	3 (4.8%)	1 (1.6%)	—	1 (1.6%)
	やや不足	—	—	2 (3.2%)	—	—	—
	充足	61 (98.4%)	61 (98.4%)	57 (91.9%)	61 (98.4%)	62(100.0%)	61 (98.4%)
	計	62(100.0%)	62(100.0%)	62(100.0%)	62(100.0%)	62(100.0%)	62(100.0%)
全体	不足	3 (2.8%)	2 (1.9%)	5 (4.7%)	2 (1.9%)	1 (0.9%)	2 (1.9%)
	やや不足	10 (9.3%)	9 (8.4%)	8 (7.5%)	6 (5.6%)	3 (2.8%)	5 (4.7%)
	充足	94 (87.9%)	96 (89.7%)	94 (87.9%)	99 (92.5%)	103 (96.3%)	100 (93.5%)
	計	107(100.0%)	107(100.0%)	107(100.0%)	107(100.0%)	107(100.0%)	107(100.0%)

5. 参考：アンケートに記載された医療従事者に関し県に対する意見・要望等

【病院】

(診療放射線技師)

- ・女性技師の確保が難しい。(女性を検査する場合は女性が望ましいため)
- ・健診部門のニーズが増えればH24年度から翌年度にかけ1名増員も検討したい。

(臨床工学技士)

- ・県内に養成学校を作ってほしい。

(医療社会事業従事者)

- ・県主催で相談業務等のスキルアップ研修を開催してほしい。

【診療所】

(管理栄養士)

- ・必要と思いますが、人材が得られません。

薬剤師の需要状況調査（24年1月調査）の結果について

平成24年3月15日  
医療指導課

1. 調査施設数

区分	施設数	回答数(回答率)
病院	45	40(88.9%)
診療所	57	34(59.6%)
薬局	266	198(74.4%)
計	368	272(73.9%)

2. 調査対象施設における薬剤師の配置数（平成24年1月1日現在）

人数	病院(40施設)	診療所(34施設)	薬局(198施設)	全体
	回答施設数(%)	回答施設数(%)	回答施設数(%)	回答施設数(%)
0人	-	30(88.2%)	-	30(11.0%)
1人	8(20.0%)	4(11.8%)	35(17.7%)	47(17.3%)
2人	9(22.5%)	-	87(40.0%)	96(35.3%)
3人	8(20.0%)	-	38(19.2%)	46(16.9%)
4人	2(5.0%)	-	25(12.6%)	27(9.9%)
5人	6(15.0%)	-	7(3.5%)	13(4.8%)
6~10人	3(7.5%)	-	6(3.0%)	9(3.3%)
11~15人	4(10.0%)	-	-	4(1.5%)
計	40(100.0%)	34(100.0%)	198(100.0%)	272(100.0%)
(配置数)	161人	4人	466人	631人

3. 調査対象施設の薬剤師不足数：各医療機関で配置したいと考えている人数と現在の配置数との差  
(平成24年1月1日現在)

不足人数	病院(40施設)	診療所(34施設)	薬局(198施設)	全体
	回答施設数(%)	回答施設数(%)	回答施設数(%)	回答施設数(%)
不足なし	21(52.5%)	34(100.0%)	105(53.0%)	160(58.8%)
1人	12(30.0%)	-	70(35.4%)	82(30.2%)
2人	5(12.5%)	-	22(11.1%)	27(9.9%)
3人	2(5.0%)	-	1(0.5%)	3(1.1%)
計	40(100.0%)	34(100.0%)	198(100.0%)	272(100.0%)
(不足数)	28人	0人	117人	145人

(注) 各施設でどの程度強い不足感があるかは個別に確認しないと不明

(薬剤師の数が厚生労働省令の基準を満たしていなかった薬局数：平成22年度は11薬局)

4. 調査対象施設における今後平成30年度までの薬剤師数について

区分	病院(40施設)	診療所(34施設)	薬局(198施設)	全体
	回答施設数(%)	回答施設数(%)	回答施設数(%)	回答施設数(%)
不足している	11(27.5%)	-	57(28.8%)	68(25.0%)
やや不足している	10(25.0%)	-	56(28.3%)	66(24.3%)
充足している	19(47.5%)	34(100.0%)	85(42.9%)	138(50.7%)
計	40(100.0%)	34(100.0%)	198(100.0%)	272(100.0%)



## 5. 薬剤師確保に関する鳥取県や鳥取県薬剤師会の取り組み

(1) 県と鳥取県薬剤師会が共同で学生、指導者向けのチラシを作成する。

- ① Uターン就職・Iターン就職者を掘り起こすためチラシを薬科大学や薬学部に配布
- ② 本年4月に送付予定

(2) 鳥取県薬剤師会の対応

① 無料職業紹介所の運営

「社団法人鳥取県薬剤師会薬剤師無料職業紹介所」を平成12年11月から開設し、就職先を紹介  
(平成22年からホームページに掲載)

※ 来所者(問合せを含む): 6~7名/年

※ 登録薬局数等: 23カ所で37人募集

② 薬学教育6年制における実務実習に対応できる薬局(H22ホームページに掲載)を確保・認定指導薬剤師を養成する。(県内実習生の状況)

	H22年度	H23年度
薬局	8名	16名
病院	10名	21名

③ 新卒者への情報提供

薬局から寄せられた求人情報を、年2回(6月、12月)、大学へ情報提供をする。

④ 大阪府薬剤師会と連携し、Uターン・Iターン希望情報が入手できる体制を整備する。

(3) 鳥取県

平成22年、県のホームページに薬剤師会の「無料職業紹介所」等に掲載しているので、薬剤師会と連携し引続き情報発信していく。

## 6. その他

本年3月の国家試験から薬剤師6年生課程の学生が受験

- ・平成21年3月受験者数: 15,189人、
- ・平成22年3月受験者数: 6,720人、平成23年3月受験者数: 3,274人
- ・平成24年3月受験者数: 約9,000人

→ 旧4年生課程の者が受験できなくなったこと、4年次から5年次にかけてかなりの留年生が出ていることから、平成21年3月の水準にまで回復するには数年かかると思われる。

## 7. 参考: アンケートに記載された主な意見・要望等

### 【病院】

- ・県内未就業薬剤師情報・県出身の学生やUターン希望者の情報が不足

### 【薬局】

- ・結婚・出産・子育て等により職場を離れた未就業薬剤師に対する職場復帰支援策の実施
- ・鳥取、島根に薬学部がないのがネックではないか
- ・高等学校から、薬学部の6年制移行などの内容、就職など今後の展望がよくわからないとの声があるので、進路選択のための適切な情報提供が必要
- ・女性が多いので、育児、出産、介護をしながら働けるような環境を積極的に整備してほしい。
- ・鳥取へ薬剤師を呼び込む何らかのアピールが必要

# 災害時における一般用医薬品等の確保・供給等に関する協定の締結について

平成 24 年 3 月 15 日  
医 療 指 導 課

東日本大震災の医療活動において、処方せん医薬品と並んで一般用医薬品が患者の治療に大きく貢献したことを受けて、県内で災害が発生した際、一般用医薬品を必要量確保し、多くの県民の疾病治療及び健康管理を支援するため、社団法人鳥取県薬剤師会と下記のとおり協定を締結します。

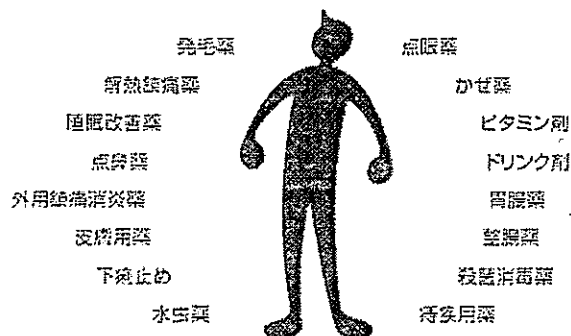
## 記

- 1 協定内容 一般用医薬品を迅速かつ円滑に県内被災地内の避難所等へ供給するため、鳥取県薬剤師会及びその会員の店舗で所有している一般用医薬品を供給可能な範囲で提供する。
- 2 意 義 一般用医薬品であれば医師がいなくても薬剤師等で配布可能であり、慢性疾患患者には定期処方薬以外を一般用医薬品でカバーし対応することが可能となる。
- 3 締結式  
(1) 日 時 3月16日(金) 午前10時から  
(2) 場 所 知事公邸第1応接室  
(3) 出席者 協定締結先 社団法人鳥取県薬剤師会 会長 小林 健治  
鳥取県 鳥取県知事 平井 伸治

### (参考1)

- 一般用医薬品(いわゆるOTC薬・Over The Counter)とは  
一般の人が、薬剤師等から提供された適切な情報に基づき、自らの判断で購入し、自らの責任で使用する医薬品。軽度な疾病に伴う症状の改善、生活習慣病等の疾病に伴う症状発現の予防、生活の質の改善・向上、健康状態の自己検査、健康の維持・増進、その他保健衛生を目的とする。

### いろいろな疾病・症状にOTC医薬品



※上記イラストは、日本 OTC 医薬品協会ホームページより抜粋  
日本 OTC 医薬品協会加盟会社が生産・販売中の OTC 医薬品 2867 品目 (指定医薬部外品含む)

### ○医療用医薬品とは

医師若しくは歯科医師によって使用され又はこれらの者の処方せん若しくは指示によって使用されることを目的として供給される医薬品。

※ 約 17,000 品目 (平成 23 年 1 1 月現在)

(参考2)

○一般用医薬品の活用例

(1) 医療用医薬品の代替

- ・医療用医薬品であるカロナールを処方したいが在庫がない。  
→ 一般用医薬品のアセトアミノフェンで代替出来ると提案。
- ・医師は普段扱わない一般用医薬品に関する知識はほとんどない。  
→ 支援物資には一般用医薬品がたくさんあり、それを薬剤師は上手に代替として提案。
- ・一般用医薬品の中で、よく使用したのは痛み止め、風邪薬、目薬、下痢止めなど。

【例】

風邪で通常の処方されるのはPL 配合顆粒 → 代替品として総合感冒薬  
咳で処方されるのはレスプレンやフスコデ // 咳止め薬

(2) 小児への投薬における投与量調整が容易

- ・小児用薬は体重及び年齢による細かい量の調整が必要となるが、被災地では以下の理由により困難。  
→ 粉薬は散剤計量器及び分包機が使えないので、1回分毎の分包及び投薬ができない。
- 清潔な水がないので水薬（シロップ剤）は調剤できない。
- 冷蔵庫が使用できないので、調整できたとしても保存が利かない。
- ・一般用医薬品は年齢によって投与量が決まっているものが多く処方容易。

(3) 一般用医薬品等を活用した健康管理支援

- ・避難所を巡回し、健康や薬に関する相談対応し、医療が必要な人を掘り起こし、必要に応じて一般用医薬品を提供。（場合により避難所を巡回する医療チームが携帯）
- ・一般用医薬品である消毒剤を活用した避難所等の衛生管理、防疫対策への協力。

(参考3)

【過去に締結した協定】

- 鳥取県医薬品卸業協会と「災害時における医薬品等の確保に関する協定書」を締結  
(平成18年8月14日)
- 山陰医療機器販売業協会と「災害時における医療機器等の確保に関する協定書」を締結  
(平成18年8月24日)